

北上市企業バス見学会補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、高校生が北上市内の企業や事業所を見学する機会を増やし、企業、事業所や産業への理解を深めて将来の市内への就職意欲を高めることを目的とし、高等学校等が実施するバス見学会（以下、見学会という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校
- (2) 市内の複数の事業所で構成する団体

2 前項の規定にかかわらず、第4に規定する補助対象経費に対して国、県、市又はその他の団体の他の補助金の交付を受けている、又は、受けようとしている者は、補助対象外とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主体となり、申請のあった日の属する年度の3月末日までに完了する見学会とする。

- 2 1回の見学会の訪問先には、市内の事業所2か所以上を含むものとする。
- 3 見学会は、複数の高等学校又は団体が合同で開催するものを含む。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、見学会の実施に係る車両借上げ料（高速道路使用料を含む。）とする。

(補助金の額等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1回当たり16万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、1補助対象者につき1年度あたり1回とする。ただし、会長が特に認める場合は2回以上とすることができる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、事業の開始前に北上市企業バス見学会補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 会長は、第6の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、北上市企業バス見学会補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、北上市企業バス見学会補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書兼収支精算書(様式第5号)

(2) 補助対象経費の請求書の写し

(補助金の返還)

第9 会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。